

出身地 岐阜県不破郡関ヶ原町（滋賀県生まれ）
 生年 一八五九（安政六）年四月
 没年 一八九四（明治二十七年）年十月一日

合川正道あいかわまきちは近江国志賀谷（現米原市）の生まれで幼名を太郎と言い、神童の聞こえが高く、わけあって母と共に、美濃国不破郡の関ヶ原宿本陣家の系譜を引く合川東一郎の養嗣子やししとなったという。本姓は森田とも馬淵とも伝えられるがいずれとも分らない。旗本竹中家の家臣であった合川家が維新のあおりを受けてであろう、東一郎の代で断絶してしまったためである。このため合川母子は、近隣の不破郡岩手村（現垂井町）の、やはり竹中家の家臣の出身であった兵庫県令神田孝平を頼って神戸に出たという。一八七二（明治五）年暮れ、合川正道十二歳のことであった。

合川は初め神戸洋学校に入り英学を学び、のちにイギリス人アイザック・イートンの勧めで彼が教鞭をとる大阪外国語学校（のち大坂英語学校）に入学した。大阪での二年目の勉学のようにすが僅かに知られる「明治七年生徒勤情明細表」によれば、写字四時間という罰が課せら

れているものの、年間出席日数二一六日中、欠席は四日のみでその勤勉さがうかがえる。

七五年、合川は上京して開成学校に入学、七八年東京大学法学部に進み、八一年七月に卒業した。大学の同期八人には英吉利法律学校の講師・幹事となる松野貞一郎や内閣総理大臣となった加藤高明がいた。合川は冷静沉着で温厚ではあるが協調性には欠け、平素は読書にふけて交友は少なかったという。

卒業後、政府の法律審議機関である元老院の准判任御用掛に任じられた。元老院は二度にわたって憲法案起草を担当するなど、わが国の法整備の最先端を担う機構であり、議員には学識者や行政経験の豊かな者が任じられ、それを法制官僚が補佐するかたちをとっていた。

この元老院に神田孝平が議員となっていた。神田はわが国の土地制度改革や地方制度に豊富な知識と経験を持つ啓蒙的官僚であったが、会社並びに組合条例の審査に携

わっていた。合川の元老院への任官は、あるいは神田が関係しているのかもしれない。元老院ではもっぱら調査課に勤務したというから、内外の諸法制調査を担当したものとと思われる。英吉利法律学校創立の八五年六月には同院の権少書記官に進み、翌年には調査課長となっている。さらにその学識を買われて、八八年には文官普通試験委員、帝室制度取調掛を相次いで命じられ、十一月には大日本帝国憲法制定に大きな役割を果たした井上毅が長官を務める内閣法制局の参事官となった。

法制局では司法部勤務を命じられているが、八九年二月十一日大日本帝国憲法が公布されると、同年五月に官を辞し代言人となった。この辞官の事情には計りかねる

ものがあるが、



合川正道

十一月に帝国憲法発布記念章を与えられているところをみると、憲法関係での貢献が大きかつ

たことがうかがえる。そうした合川は代言人としては人々の苦しみを救うことに専念していたというが、その性向の故か一年足らずで再び華族会館主査となり、また文部省参事官として官界復帰した。同時に高等商業学校（現一橋大学）でも教鞭をとって「すこぶる声望あり」と伝えられている。

合川は大学卒業時に書いて印刷した『憲法原則』以来、英吉利法律学校・東京法学院や専修学校の講義録も含め、九四年に肺患で没するまでの一三年間に二〇冊を超える著作を公にしている。最新の英国契約法を講じたものでもあった。東京法学院卒業生の岩波一郎は、合川の講義は個人主義を排し国家教育の本旨を諄々しんぜんと説いていたが、穂積八束の憲法論とはよほど異なっていたと追想している。その憲法学は家永三郎によれば「日本アカデミズム憲法学の萌芽」であり、合川はその「創始者」と位置づけられている。